

第46回 静岡県地方港湾審議会

説明資料

- 清水港 (1) 港湾計画 (輕易な変更)
(2) その他重要事項 (臨港地区・分区の指定)



清水港

令和8年2月2日 (月)
静岡県 交通基盤部
港湾局 港湾企画課

I 静岡県地方港湾審議会

II 清水港の概要

III 第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

IV 第2号議案：重要事項（臨港地区・分区の指定）

I 静岡県地方港湾審議会について

1. 概要

港湾管理者は、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、[地方港湾審議会を置くもの](#)とし、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

※「港湾法」第35条の2

静岡県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、[静岡県地方港湾審議会](#)を置く。※静岡県地方港湾審議会条例

2. 所掌事務

- (1) [港湾計画の策定又は変更に関する事項](#)
- (2) [港湾環境整備負担金の負担に関する事項](#)
- (3) [その他港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項（臨港地区・分区の指定）](#)

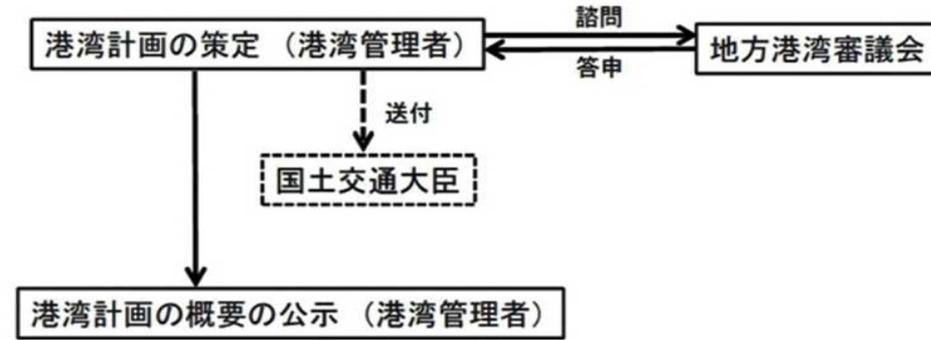
3. 静岡県地方港湾審議委員

- | | |
|------------------|----|
| ① 学識経験者 | 8名 |
| ② 港湾関係者 | 6名 |
| ③ 国の地方行政機関の職員 | 4名 |
| ④ 議会の議員を代表する者 | 1名 |
| ⑤ 臨時委員（該当港湾所在市町） | 1名 |

合計 20名

※ 臨時委員：知事が必要と認める者

4. 静岡県地方港湾審議会の流れ



参考：最近5回の本会開催状況

第41回 (R1.5)	御前崎港	重要事項 (建設許可)
第42回 (R3.2)	清水港	港湾計画(改訂)
	御前崎港	港湾計画 (軽易な変更)
第43回 (R4.10)	清水港	港湾計画 (軽易な変更)
	田子の浦港	重要事項 (臨港地区・分区の指定)
第44回 (R5.3)	田子の浦港	港湾計画 (軽易な変更)
第45回 (R6.2)	清水港	港湾計画 (軽易な変更)

I 第46回 静岡県地方港湾審議会について

議案内容

議案	港湾	項目	箇所	概要
第1号	清水港	【港湾計画】 軽易な変更	貝島地区	公共埠頭計画の変更 土地利用計画の変更
第2号		【重要事項】 臨港地区への編入 ・分区の指定	貝島地区	新規指定：工業港区

目次

I

静岡県地方港湾審議会について

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

IV

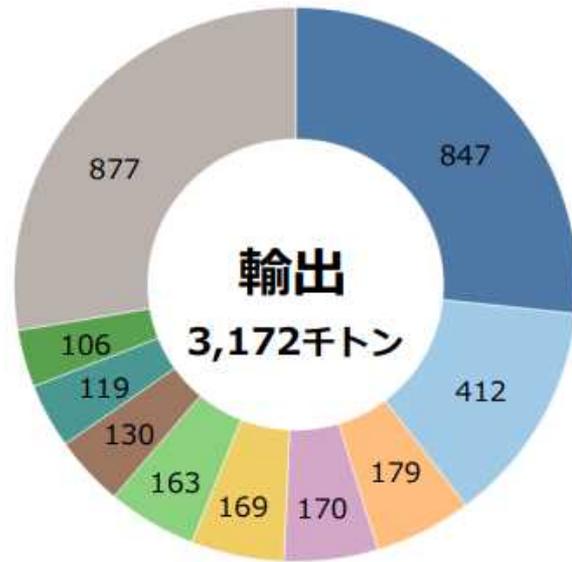
第2号議案：重要事項（臨港地区・分区の指定）

II 清水港の概要 ～清水港の全景～

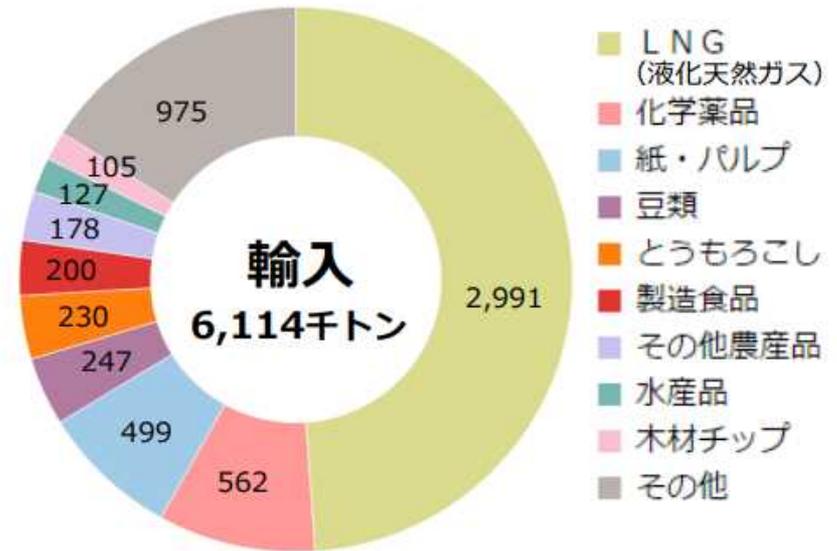
2024年取扱貨物量	1,535万トン（参考：2023年全国38位）
2024年貿易額	約3.5兆円（参考：2024年全国11位）
2024年コンテナ取扱個数	514,305TEU（参考：2023年全国9位）



II 清水港の概要 ～2024年の主な取扱貨物品目～



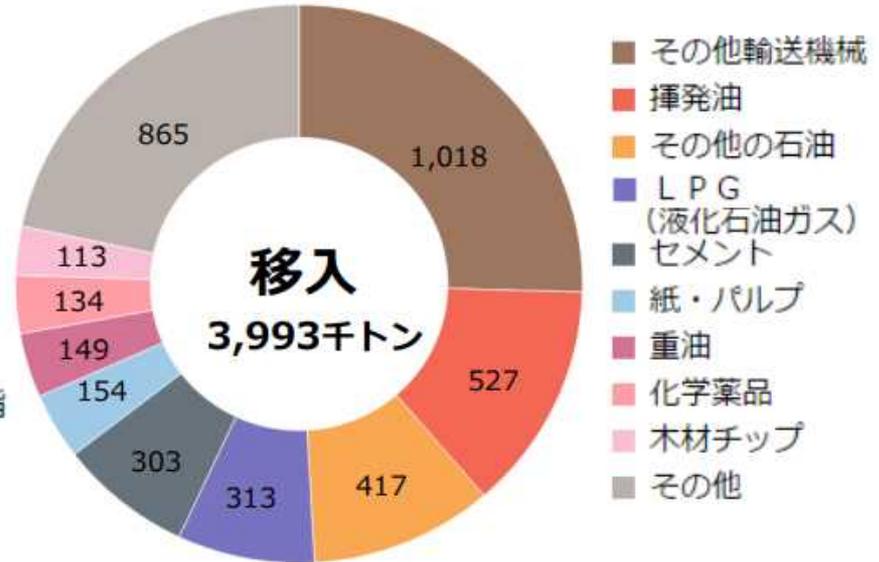
- 自動車部品
- 紙・パルプ
- その他日用品
- その他輸送用車両
- 二輪自動車
- 電気機械
- その他輸送機械
- 産業機械
- 窯業品
- その他



- LNG (液化天然ガス)
- 化学薬品
- 紙・パルプ
- 豆類
- とうもろこし
- 製造食品
- その他農産品
- 水産品
- 木材チップ
- その他



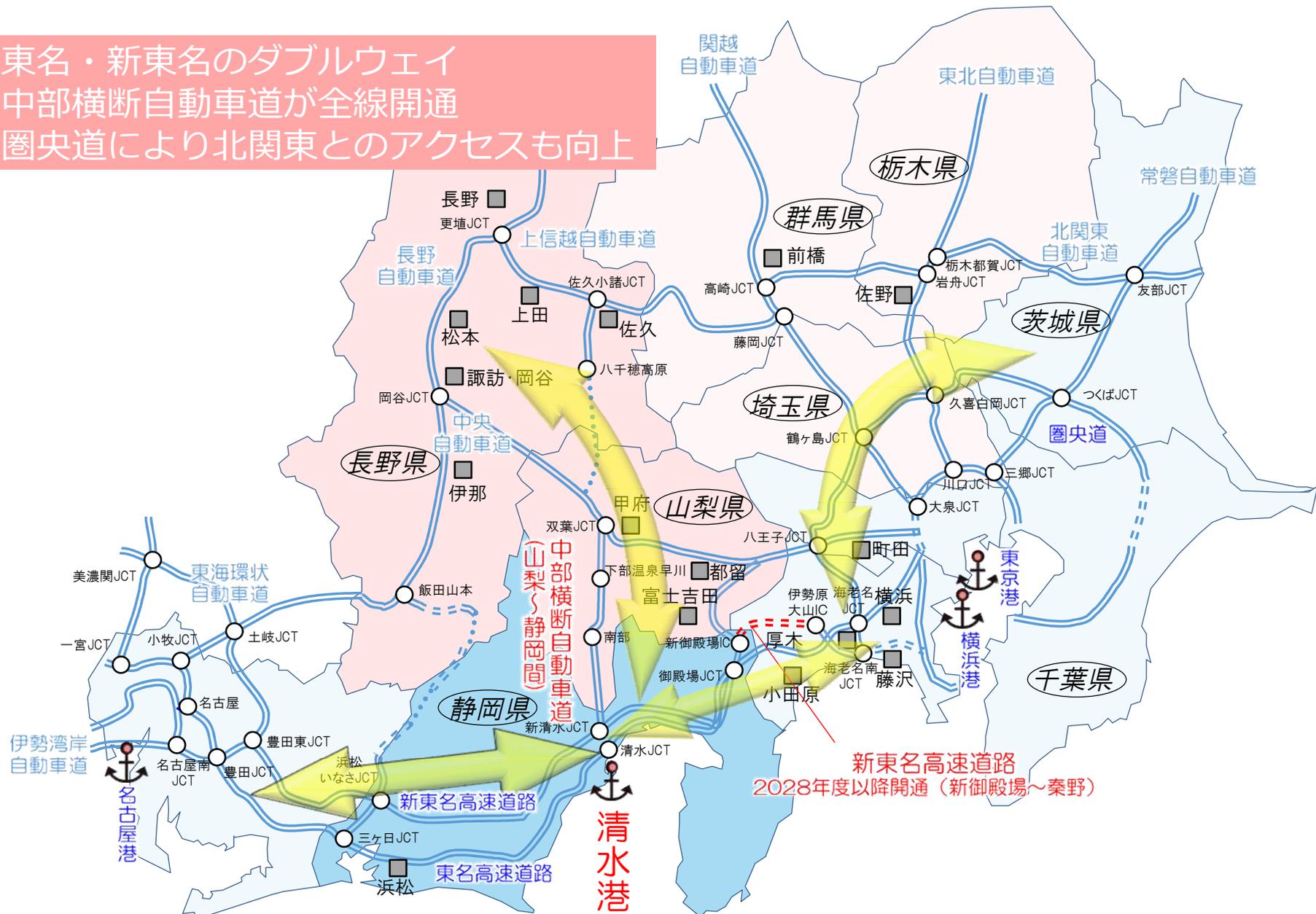
- 自動車部品
- 動植物性製造飼肥料
- 化学薬品
- 紙・パルプ
- 二輪自動車
- 飲料
- 製造食品
- その他輸送機械
- 染料・塗料・合成樹脂・その他化学工業品
- その他



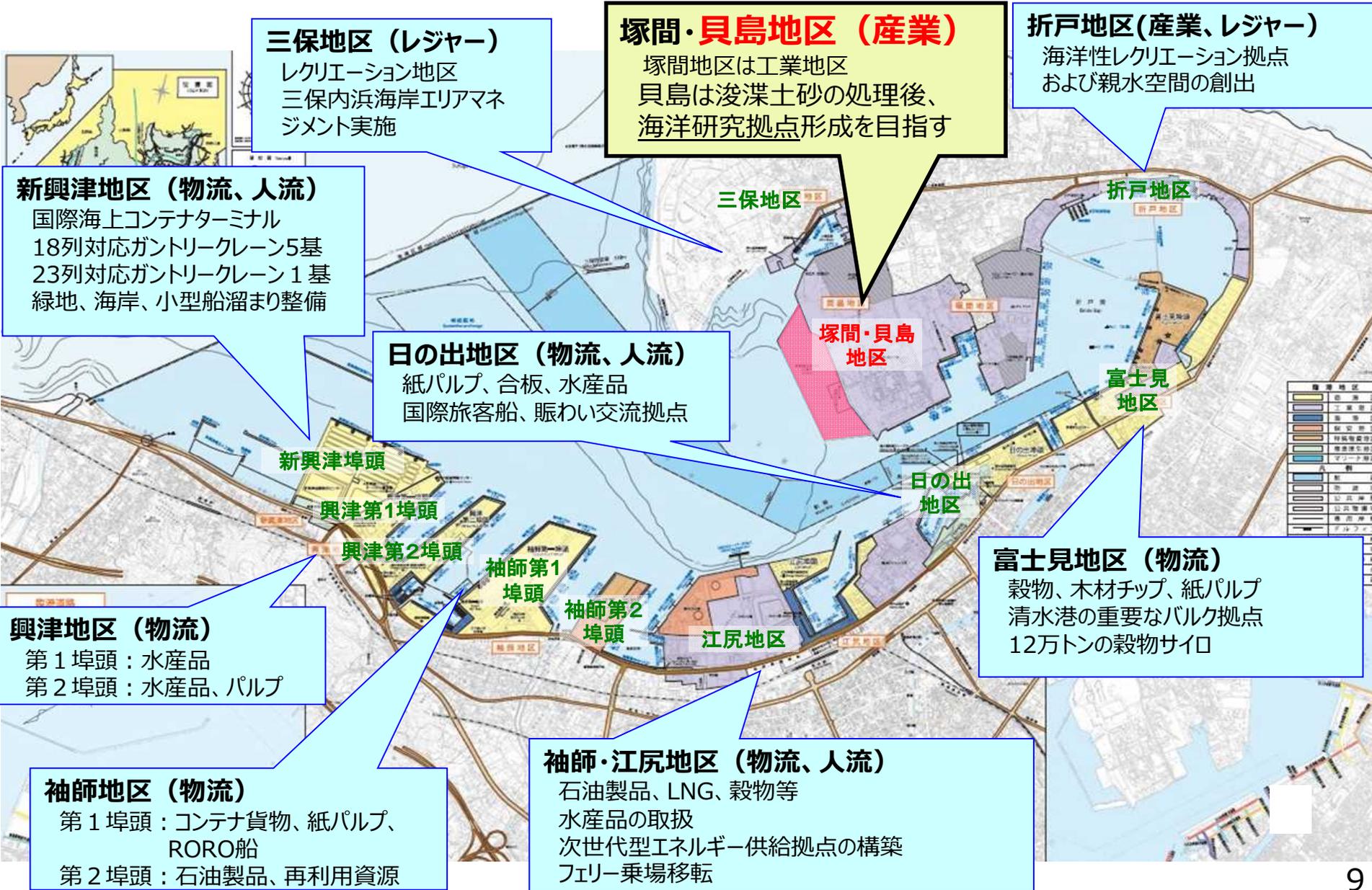
- その他輸送機械
- 揮発油
- その他の石油
- LPG (液化石油ガス)
- セメント
- 紙・パルプ
- 重油
- 化学薬品
- 木材チップ
- その他

II 清水港の概要 ～背後交通ネットワーク～

- 東名・新東名のダブルウェイ
- 中部横断自動車道が全線開通
- 圏央道により北関東とのアクセスも向上



II 清水港の概要 ～地区別の利用概況～



II 清水港の概要 ～貝島地区について～

清水港長期構想(令和元年8月)

目指す姿

世界の英知が集まり、
新たな**ビジネスが生まれる**みなとまち

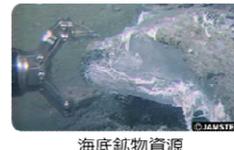
目標

海洋産業の活性化と新たなビジネスの創出

Akio Mogi "An Atlas of the Sea Floor around Japan" (1979, University of Tokyo Press)

PORT OF SHIMIZU

- 造船産業
- 海洋調査企業
- 水産業
- 食品関連メーカー
- 東海大学海洋学部
- 東京海洋大学(清水ステーション)
- 水産研究・教育機構(国際水産資源研究所)
- 国立清水海上技術短期大学校
- 日本・世界の研究機関、研究者等
- 海洋プラスチックごみ削減に関する研究と行動の推進



貝島地区の「海洋研究・開発拠点化」

■清水港港湾計画(令和3年改訂)

- ・海洋研究イノベーションゾーンに位置付け
- ・「ちきゅう」「みらい」等の研究船の係留岸壁を計画



「みらい2」の就航(令和8年度)に向けて岸壁・土地を整備中

■「海洋研究・開発拠点」の具体化

令和7年度「清水みなとまちづくり公民連携協議会」で
地区全体の**将来構想の具体案(ガイドプラン)**を検討中

新たなビジネスの創出



国際会議の開催(イメージ)

2019 国際海洋バイオテクノロジー学会
2021 国際深海生物学会開催決定!!



海洋生物由来の創薬
未利用海藻を活用した食品開発



貝島・塚間地区ガイドプラン案
清水みなとまちづくりランドデザイン
リーディングプロジェクト
2025年9月21日



9.21シンポジウムにて
中間案を公表

目次

I

静岡県地方港湾審議会について

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

IV

第2号議案：重要事項（臨港地区・分区の指定）

清水港港湾計画

2021年3月：清水港港湾計画（改訂）

(目標年次) 2030年代前半

(基本理念)

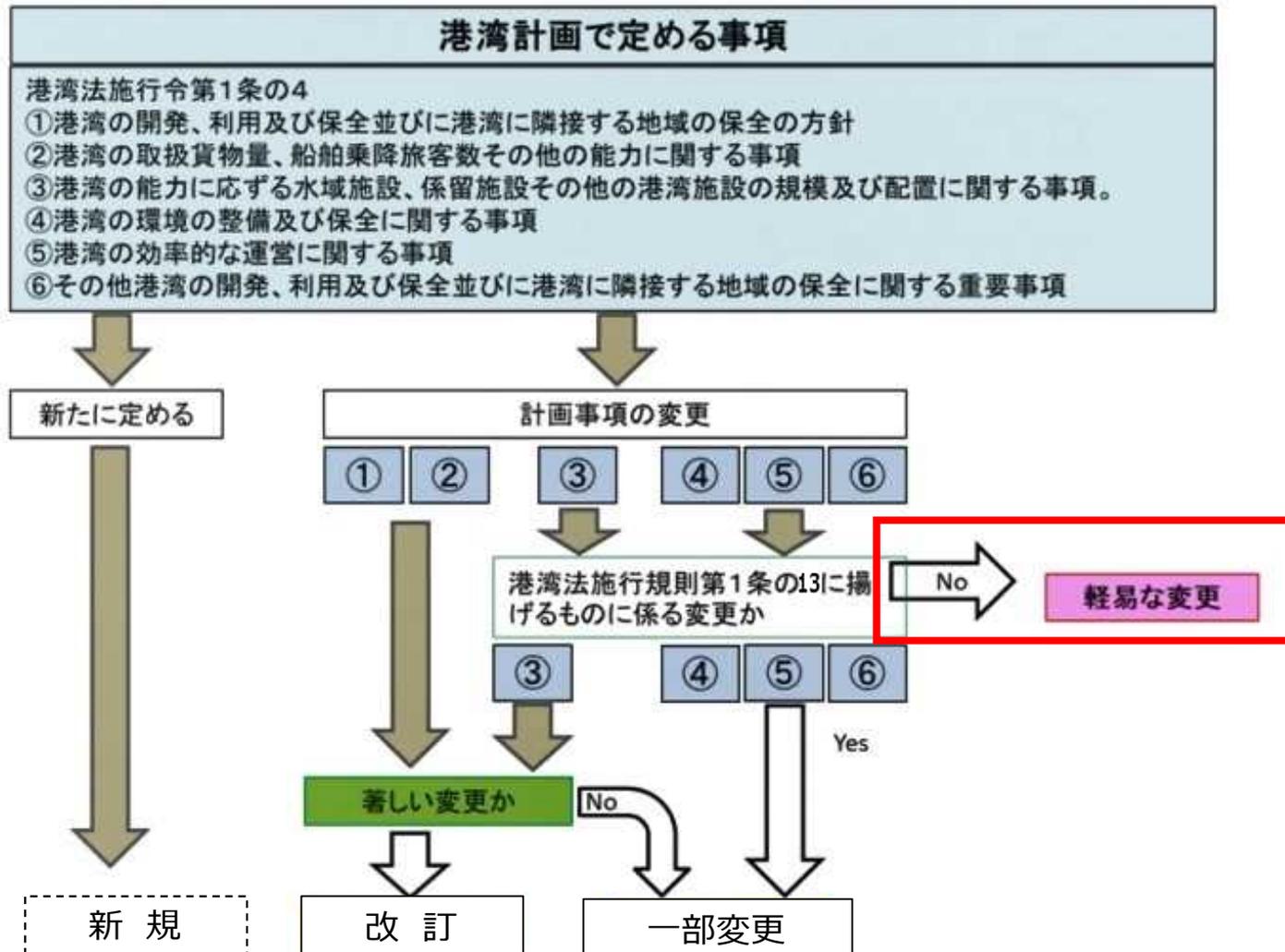
- ・清水港の持つ美しい環境の中、先端技術「知」を活用し、安全・安心で心豊か
幸せに暮らせるみなと「スマート・ガーデン・ポート」
- ・「物流・産業」、「交流・生活・環境」、「防災・危機管理等」の3つの視点からなる
方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成

年月	変更の種類	【地区名】変更内容
2021年3月	改訂	【全体】計画再編
2022年11月	輕易な変更	【新興津】小型船だまり・土地利用計画 【三保】水域施設・臨港交通施設・土地利用計画
2024年2月	輕易な変更	【日の出】土地利用計画
2026年2月 (予定)	輕易な変更	【貝島】公共埠頭計画・土地利用計画

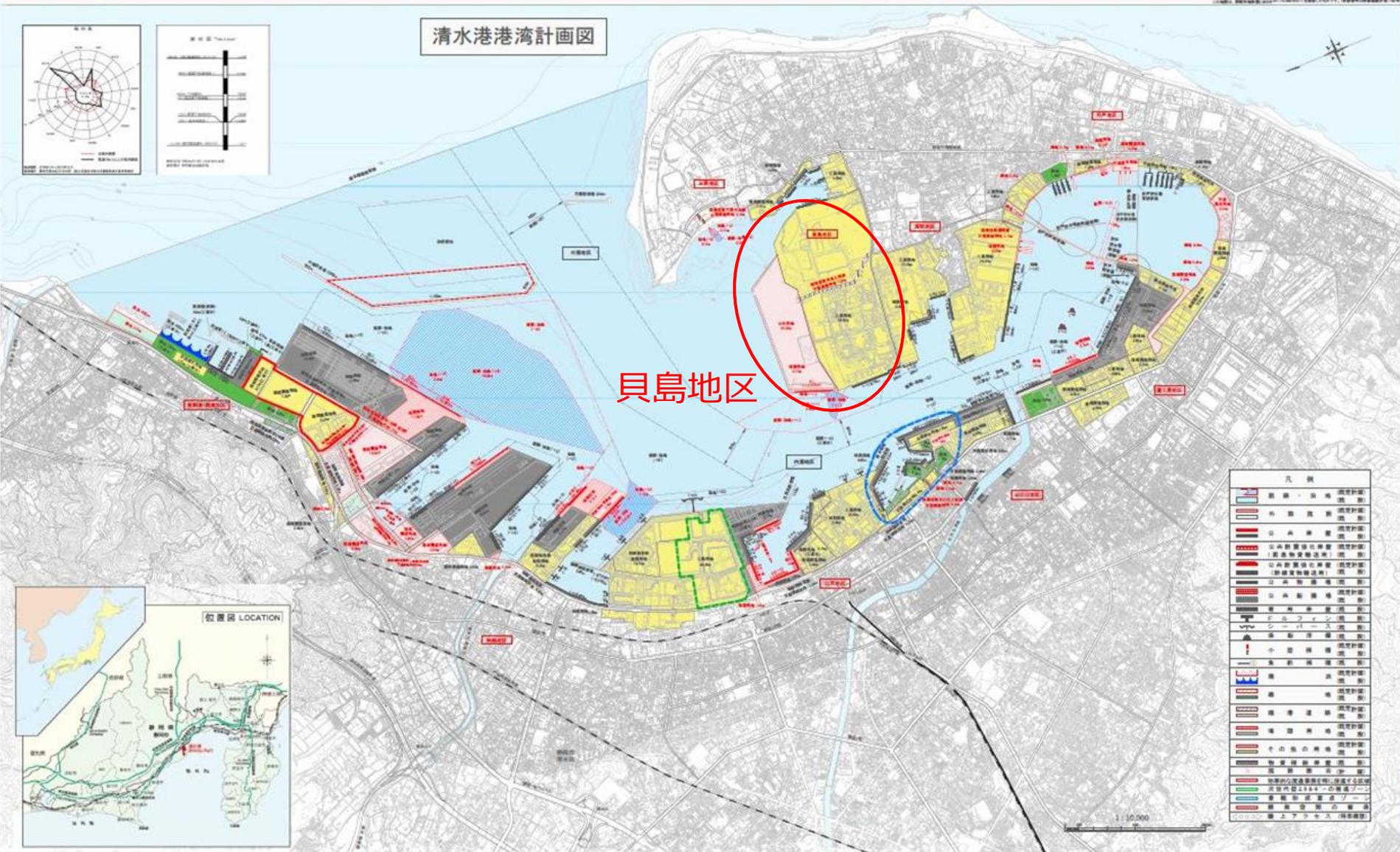
Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～参考：変更の区分～

【港湾計画における変更等の区分】

港湾の能力や港湾施設の面積や区域等を位置づける場合、港湾法施行規則に基づき、「改訂」、「一部変更」、「軽易な変更」に区分される。



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～変更地区～



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～背景：貝島地区の特徴～

- 貝島地区の一部は、港内で発生する浚渫土の処分場となる「廃棄物処理用地」として計画されていた埋立地である。
- 今回の変更対象地は、部分的に埋立を竣工し、先行して土地利用を図る予定であり、研究推進及び支援に係る整備（資材置場、建築施設等）を関係者で検討している。
- 今回は、**海洋研究拠点を形成するため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。**

貝島地区周辺の状況



①埋立の状況



②暫定利用の状況
(ケーソン製作ヤード)

■ 貝島地区における上位計画との整合性

○ 国：「港湾の開発、利用及び保全並びに 開発保全航路の開発に関する基本方針」
（2025年10月1日告示 国土交通省港湾局）

I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

- 前文：（中略）内陸部での立地が困難な機能については、その機能の一部を港湾で受け入れることにより健全な都市活動にも貢献する。

⑧ 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

- 前文：（中略）本土から遠く離れた海域における海洋資源の開発・利用等のための活動拠点の形成、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋環境の保全、離島の保全等総合的な施策を積極的に推進する。

II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

⑦ 港湾空間に求められる多様な要請への対応と港湾空間の適正管理

- 前文：（中略）港湾空間の研究開発の場としての利用等の多様なニーズを踏まえ、港湾施設の有効利用と安全確保を両立する適正な管理方策の実施
- 作業船の安定的な係留に必要な場所の確保
- 他の機能と調和しつつ、港湾の機能が全うできるような臨港地区の適切な設定及び運用
- 港湾活動及び周辺の土地利用との整合を図った上で、内陸部での立地が困難な機能の港湾空間における受入

■ 県の計画との整合性

○ 清水港長期構想（2019年8月 港湾管理者）

- 本構想では「長期的な空間利用のゾーニング」として、貝島地区を「海洋研究イノベーションゾーン」に位置付け、重点施策⑧-1「産学官が連携した海洋研究・開発拠点の形成」を掲げている。

○ 静岡県総合計画（2022年3月 静岡県）

政策10 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

10-2 世界に開かれた玄関口の機能強化

- 豊かさを実感できる社会の実現に向けては、県内はもとより、遠隔地とも短時間で円滑に行き交える広域的なネットワーク環境の整備とともに効率性や競争力の高い物流環境が不可欠です。このため、貨物船の利用拡大やクルーズ船の誘致推進、富士山静岡空港の就航・利用の促進と利便性の向上などに環境に配慮しながら取り組み、世界に開かれた玄関口である港湾、空港の機能強化を図ります。

地域の目指す姿 中部地域 主な取組：清水港みなとまちづくりの推進

- 港と中心市街地が融合した一体的な魅力ある「みなとまちづくり」の実現に向けて、官民で取り組んでいきます。これまでの寄港誘致活動に加え、静岡市の進める海洋文化拠点整備を注視しつつ、「みなとまちづくり」の推進に取り組んでいきます。

■市の計画との整合性

○第4次静岡市総合計画（2023年3月 静岡市）

政策4「港町の海洋文化を磨き上げるまちの推進」

- 主な取組：清水港・駿河湾の特徴と環境を活かした産業・研究の活性化

■その他の計画との整合性

○清水みなとまちづくりランドデザイン「貝島・塚間地区ガイドプラン」中間案
（2025年9月21日 一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会）

基本方針：海洋研究の拠点形成と環境再生

- 清水港の中心に位置し、駿河湾の豊かな資源と湾岸の広い土地を有する好条件を活かし、産学官が連携した海洋研究・開発の拠点を形成する。

Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～ 変更：貝島地区～

○公共埠頭計画の変更

- 貝島地区において、海洋研究拠点の形成にあたり、係留する研究船等の資機材を荷捌きする用地を確保するため、公共埠頭計画を変更

埠頭用地（保管施設用地及び研究施設用地）：0.7ha

⇒ 埠頭用地（保管施設用地）：1.2ha

港湾計画図



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～ 変更：貝島地区～

○土地利用計画の変更

➤ 海洋研究拠点を形成するため、土地利用計画を変更

(埠頭用地0.7ha、公共用地25.3ha⇒ 埠頭用地1.2ha、港湾関連用地4.6ha、公共用地20.2ha)

港湾計画図



5.ゾーンのあり方 ①海洋研究イノベーションゾーン

地区の現状と動向、地権者・事業者の意向、これらに先行事例を交えて、海洋研究イノベーションゾーンのあり方を示します。

■ゾーンの現状と動向

県貝島埋立地（エリア1）

- ・ 清水港長期構想において海洋研究拠点形成が構想されている。
- ・ 港湾計画において研究船用岸壁及び研究船の資材置場等に供する埠頭用地の整備が計画されている。
- ・ 海洋公園・緑地等の構想が検討されている。
- ・ 絶滅危惧生物ⅠA類「トビハゼ」の生息が確認され、生育環境や保全の検討が想定される。
- ・ 既存の港湾関連工事業業ヤードは当面、使用継続が見込まれる。

中部電力所有低未利用地（エリア2）

- ・ 静岡市と国際的海洋研究・開発拠点化に向けた土地利用の推進に係る合意書が締結されている。

その他

- ・ 水上バスや水上タクシーの導入構想がある。
- ・ 防潮堤整備が検討されている。

■ゾーンのあり方

研究推進

- ・ 海洋に係る研究開発・教育機関及び企業等を誘致し、それに応じた施設・空間の整備を進める。

研究支援

- ・ 研究開発者及び企業等の交流や利便に資する宿泊及びMICE機能等を備えた施設の誘致を図る。市民や観光来訪者も快適に利用できるマリリゾート機能の導入も考えられる。

レクリエーション

- ・ 駿河湾越しの富士山の眺望を確保するとともに、ゾーン内外から美しい景観形成を図る。
- ・ 水辺を軸に緑・オープンスペース・親水空間等を適切に設け、快適な環境と回遊性を創出する。

その他

- ・ 小型モビリティや海上交通等の多様な移動交通手段によってゾーン内外のアクセスを向上する。
- ・ 防潮堤等の地区内外の安全・安心が向上する防災・減災機能を確保する。
- ・ 交通等の周辺環境への影響に十分配慮する。



北極域研究船「みらいⅡ」イメージ図



研究機関や民間企業が入居する産学官連携の研究開発の拠点（研究推進）
（函館市国際水産・海洋総合研究センター）



MICE機能を備えた宿泊施設（研究支援）
（出典）ANAインターコンチネンタル万座ビーチリゾート HP



レクリエーションイメージ
（ノルウェー・オスロ） 出典）STIRworld HP

6. 段階計画案 ① 海洋研究イノベーションゾーン

段階計画案は、海洋研究イノベーションゾーンにおける埋立造成の進捗に伴い、区画ごとに順次供用を進める前提のもと、ゾーンのあり方に基づく段階的な土地の利活用を整理・検討します。

■ 区画 A

県貝島埋立地の内、研究船用岸壁と埠頭用地を含む約5.8haを対象とし、研究推進及び支援に係る整備（資材置場、建築施設等）が想定される。**岸壁は2026年度内の研究船係留に向けた整備を進め、造成中の土地は2028年度内の利活用開始を目指している。**なお、現在一部で使用されている港湾関連工事の作業ヤードは当面の使用継続が見込まれている。

■ 区画 B

県貝島埋立地の内、区画 A を除く約19.2haを対象とし、研究推進及び支援に係る整備（施設・企業立地等）が考えられる。埋め立てが進行中で、**2036年度以降の土地利活用の開始を目指している。**海洋公園・緑地等の構想が検討されている。（本案では東側部分に想定する。）

■ 区画 C

中部電力所有低未利用地の約15haを対象とし、研究推進及び支援に係る整備（施設・企業立地等）が考えられる。建設発生土を使用した造成により、**2029年度以降の土地利活用の開始を目指している。**

■ 段階計画案



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～参考：用語～

港湾計画で定める土地利用

土地利用区分	概要
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設の用地
交流厚生用地	港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地
緑地	緑地（緩衝緑地を含む）、広場、植栽等の用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地（工業の用に供するものは除く）及びこれに付随する施設のための用地
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地

Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～変更理由～

【背景・変更理由（公共埠頭計画・土地利用計画）】

～背景～

清水港の貝島地区の一部は、港内で発生する浚渫土の処分場となる「廃棄物処理用地」として計画されている埋立地である。昭和54年に埋立免許を取得し、昭和60年代から埋立が進められているが、埋立の完了が近づいていることから、令和3年の港湾計画改訂で、「廃棄物処理用地」から、土地としての利用を見据えた「公共用地」に変更している。また、貝島地区を「海洋研究イノベーションゾーン」と位置付けた清水港長期構想に基づき、研究船の接岸岸壁および付随する埠頭用地を計画している。

～変更理由～

今回の変更対象地は、部分的に埋立を竣工し、先行して土地利用を図る予定であり、研究推進及び支援に係る整備（資材置場、建築施設等）を関係者で検討していることから、将来の公共埠頭として計画している「公共用地」から、目的とする利用を想定した「港湾関連用地」に変更する（参考1）。併せて、係留する研究船等の資機材搬出入の作業を考慮し、埠頭用地の面積を変更する（参考2）。

（参考1）

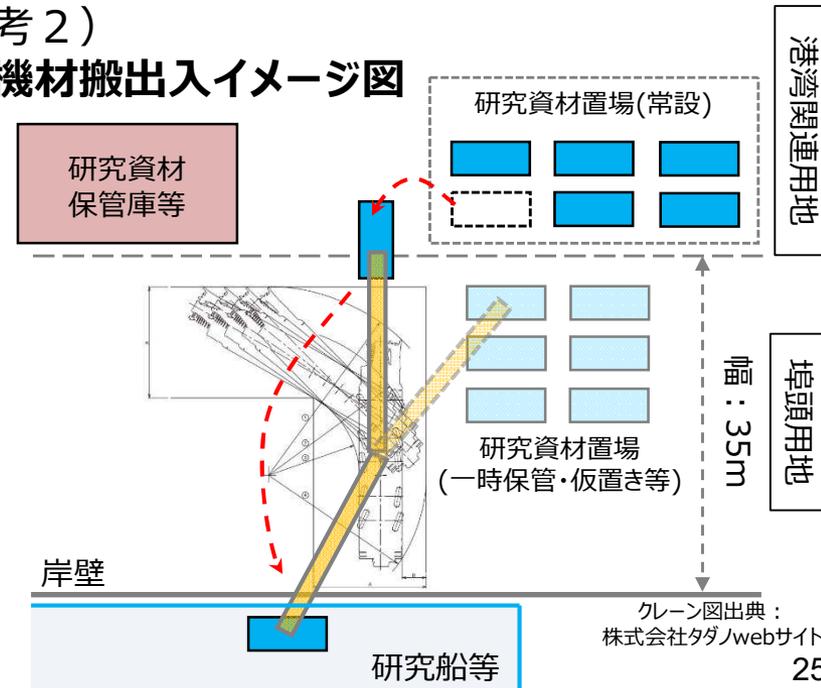
○将来イメージ図

「貝島・塚間地区ガイドプラン」中間案 2025年9月
（一社）清水みなとまちづくり公民連携協議会公表資料



（参考2）

○資機材搬出入イメージ図



○公共埠頭計画の変更

- 貝島地区において、海洋研究拠点の形成にあたり、係留する研究船等の資機材を荷捌きする用地を確保するため、公共埠頭計画を変更

埠頭用地（保管施設用地及び研究施設用地）：0.7ha

⇒ 埠頭用地（保管施設用地）：1.2ha

港湾計画図



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～まとめ：計画変更結果～

■土地利用再検討結果（港湾計画図：土地利用計画（ha））

変更前	用途		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	公共用地	貝島地区合計 (ha)
	地区名							
	貝島		0.7		76.3	0.8	25.3	103.1

変更後	用途		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	公共用地	貝島地区合計 (ha)
	地区名							
	貝島		1.2	4.6	76.3	0.8	20.2	103.1



Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～まとめ：環境影響評価～

■ 港湾の環境の保全

対象	計画変更に伴う影響と評価
大気質	<ul style="list-style-type: none">• 負荷が著しく増大するものではないことから、影響は軽微であると考えられる。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none">• 計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。
生態系	<ul style="list-style-type: none">• 今回の計画変更に伴う大気質等への影響は軽微であると予想されることから、全体として、生態系への影響は軽微であると考えられるが、現地において県の絶滅危惧種 I A類に指定されているトビハゼの生息が確認されていることから、事業の進捗にあたっては生息環境の保全等に配慮していく。
総合評価	<ul style="list-style-type: none">• 環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。• なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

目次



静岡県地方港湾審議会について



清水港の概要



第1号議案：港湾計画（輕易な変更）



第2号議案：重要事項（臨港地区・分区の指定）

IV 第2号議案：臨港地区内における分区の変更 ～用語～

1 臨港地区とは

- 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体として機能すべき陸域で、都市計画法の規定により、臨港地区と定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区。

2 分区とは

- 港湾管理者は、港湾計画で定める土地利用計画について、無秩序な土地利用の回避や適正な港湾活動の活性化を誘導するなど、目的を著しく阻害する構築物の用途を規制するため、分区を指定。

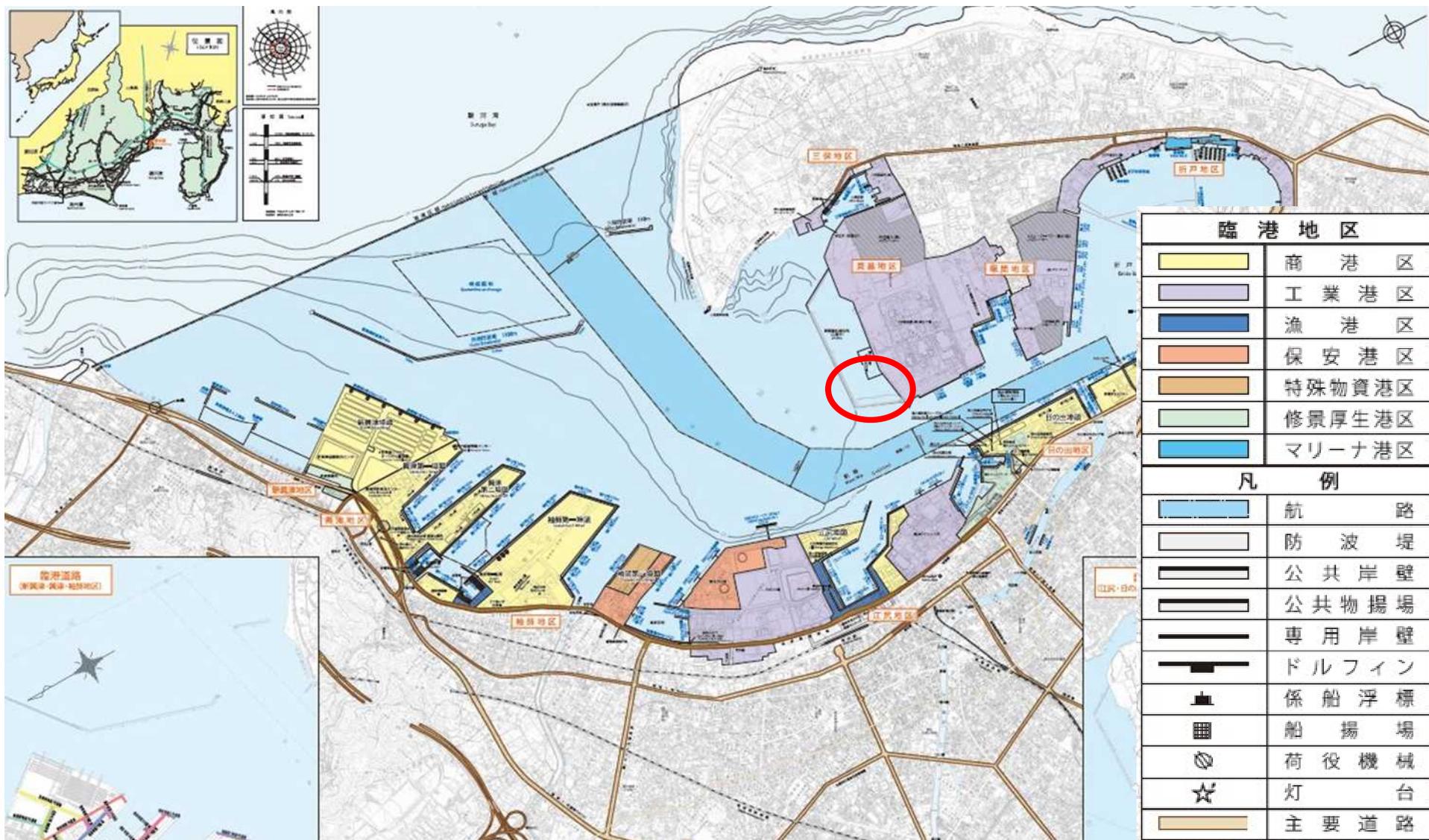
県条例（※）で定められた分区の種類と概要

種類	概要
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業施設を設置することを目的とする区域
漁港区	水産物を取扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取扱わせることを目的とする区域

（※）静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

IV 第2号議案：臨港地区・分区の指定 ～全体分区図～

【臨港地区・分区 指定図】



IV 第2号議案：臨港地区・分区の指定 ～全体分区図～

○ 埠頭用地・港湾関連用地の埋め立て完了に併せ、臨港地区に編入し、分区（工業港区）を指定する。

【港湾計画図（今回）】

【臨港地区 分区指定図案】



● 工業港区：

工場その他工業施設を設置することを目的とする区域

- ① 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附属施設
- ② 海洋に関する研究施設
- ③ ①及び②に掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設
- ④ 官公署の施設
- ⑤ 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの

